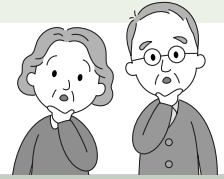


65歳以上の公的年金受給者で 個人住民税を納税されている方へ

公的年金を受給し、個人住民税の納税義務のある方は、現在、納付書や口座振替（普通徴収）で個人住民税を納めていただいています。今回の制度改正から、個人住民税が公的年金から天引き（特別徴収）されることになります。



対象者 ……毎年4月1日、公的年金等（障害年金、遺族年金は除く）の支払いを受けている65歳以上の方。ただし、次の場合は天引きの対象にはなりません。

- （1）老齢基礎年金等の年額が18万円未満の場合
- （2）当該年度の特別徴収税額が老齢基礎年金等の年額を超える場合
- （3）介護保険料が老齢基礎年金等から天引きされていない場合

対象となる税額 ……厚生年金、共済年金、企業年金などを含む全ての公的年金等に係る所得に対する所得割額と均等割額。なお、公的年金等以外の所得に係る個人住民税は、従来どおり納付書や口座振替で納付または給与からの天引きになります。

税額の算出方法はこれまでどおりです。

開始時期 ……平成21年10月以降に支払われる年金支給から実施

徴収方法 ……公的年金等に係る個人住民税額を年間6回（偶数月）の年金支給の際、天引きします。なお、平成21年度は、年度前半は納付書や口座振替となり、年度後半は天引きの対象となります。

【徴収方法の例】（平成21年度の公的年金等に係る個人住民税の年税額が6万円）

徴収方法	納付書・口座振替（普通徴収）		公的年金等からの天引き（特別徴収）		
	6月（1期）	8月（2期）	10月	12月	2月
税 額	60,000円 / 4	60,000円 / 4	60,000円 / 6	60,000円 / 6	60,000円 / 6
例	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円

公的年金等からの天引きとなっている個人住民税は、納付書や口座振替にすることはできません。

天引きの中止 ……次のような場合には、天引きは中止され、従来どおり納付書や口座振替となります。

- （1）年度の途中で他市町村に転出された場合または死亡された場合
- （2）個人住民税税額が当該年度中に変更された場合
- （3）介護保険料が納付書や口座振替に変更になった場合

問員弁庁舎 課税課 T 74-5830 F 74-5859

市営住宅の入居者募集

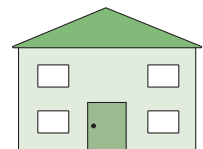
市営いなべ中央住宅（員弁町楚原地内）

【平成12年度建設・鉄筋コンクリート造2階建・2DK】

募集戸数 1戸

募集期間 4月20日(月)～5月15日(金)

入居予定日 6月中旬～下旬予定 詳細は下記へお問い合わせください。



問大安庁舎 住環境整備課 T 78-3541 F 78-1114